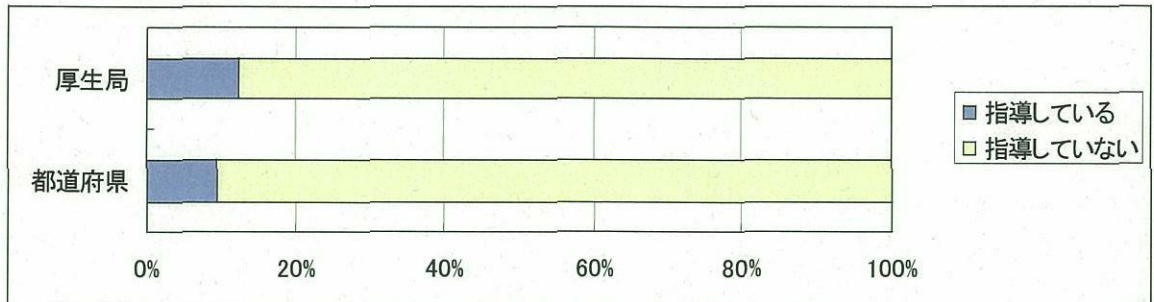


ウ 1か所の理容所又は美容所に同一時間帯に送り出す実務実習生数

(ア) 実務実習整数に関する指導状況

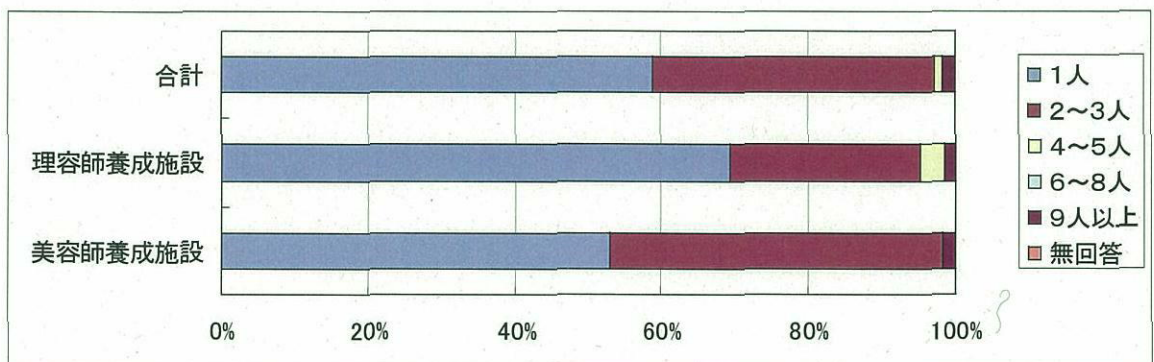
1か所の理容所又は美容所に同一時間帯に送り出す実務実習生の数について、「指導している」厚生局は1件(12.5%)、都道府県は2件(9.5%)となっている。



(イ) 1理容所又は美容所の実務実習整数

① 養成施設の状況

「1人」としている養成施設が104件(58.8%)と最も多く、「2~3人」が68件(38.4%)、「9人以上」が3件(1.7%)「4~5人」が2件(1.1%)の順となっている。



② 理容所・美容所の状況

「1人」としている理容所・美容所が164件(48.7%)と最も多く、「2~3人」が133件(39.5%)、「4~5人」が6件(1.8%)となっている。

